

## BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

**国際的な課税逃れは、企業の公平な競争条件を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題です。この問題を解決するために立ち上げられた「BEPSプロジェクト」を、日本は主導してきました。**

※ BEPS（Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転））プロジェクトとは、一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国税制の調和を通じて対応するためにG20・OECDによって平成24年6月に立ち上げられたプロジェクトです。日本は、立上げから最終報告書の作成、合意実施の枠組みに至るまで、OECD租税委員会の議長を務めるなど主導的役割を果たしてきました。平成27年10月には15の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、合意事項の実施段階に入っており、日本を含めた各国において国内法の整備等が行われています。本プロジェクトへは、約130の国・地域が参加しています。

**BEPSプロジェクトの合意事項等に沿って諸外国において対応が進んでいること等を踏まえ、課税逃れに対応する仕組みである「移転価格税制」及び「過大支払利子税制」について見直しを行います。**

※ 移転価格税制とは、海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度をいいます。

※ 過大支払利子税制とは、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度をいいます。

### ①移転価格税制の見直し

移転価格税制について、OECD移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえ、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入します。

（注）平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年（2021年）分以後の所得税について適用されます。

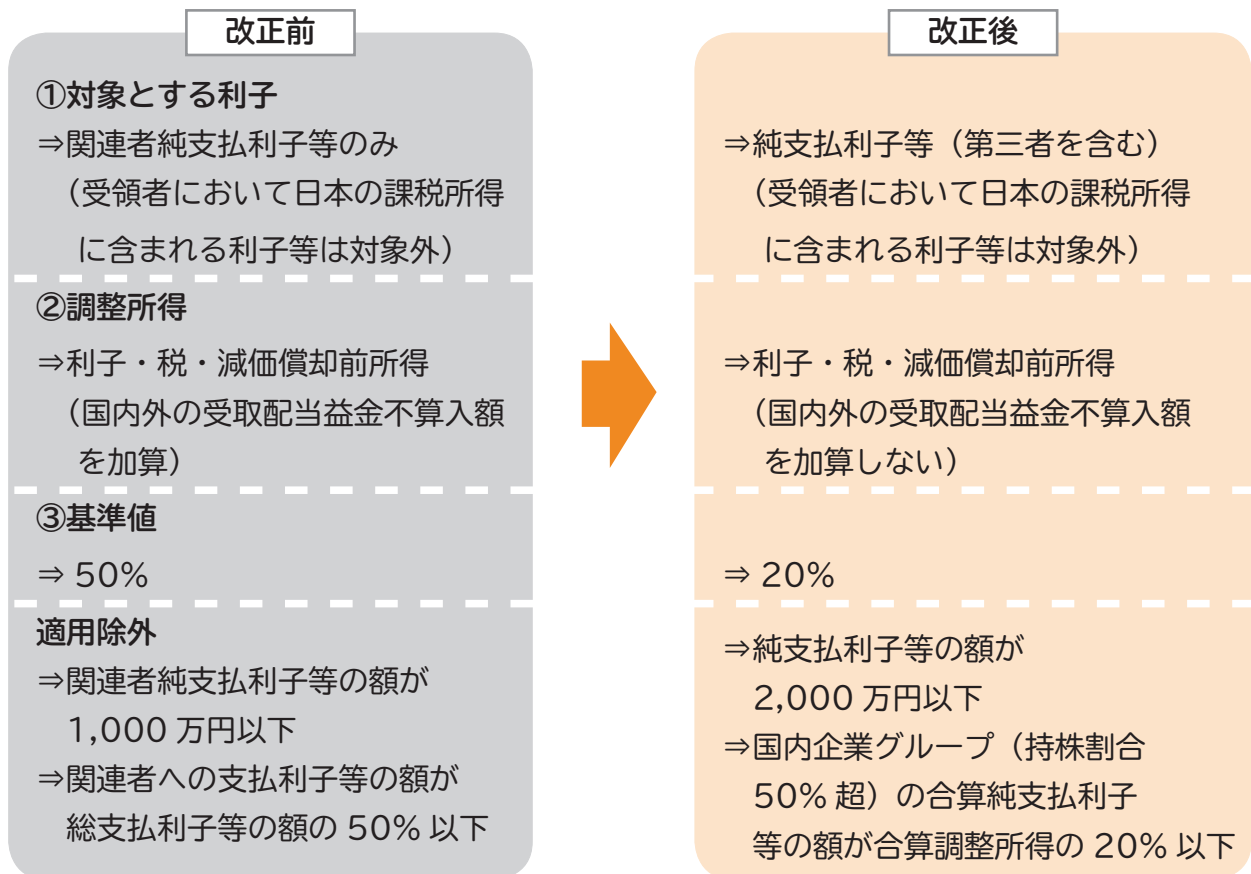
※ 評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置について

- ・ 予測キャッシュ・フロー等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること等の要件を満たす評価困難な無形資産取引について、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果（及び相違の原因となった事由の発生可能性）を勘案して当初の価格を再評価できるようにします（但し、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ）。
- ・ 但し、予測と結果が相違する原因となった事由が、取引時点で予測困難であったこと（災害等）、又は、取引時点においてその事由の発生可能性を適切に勘案して当初の価格を算定していたことを納税者が証明した場合等においては、上記の再評価は行われません。

## ② 過大支払利子税制の見直し

過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化します。

(注) 平成 32 年 (2020 年) 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用します。



### 過大支払利子税制の概要 (改正後)

